

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第20回 東京弁護士会の分裂

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 長和 竜平 (72期)

- 1 明治時代の自由民権運動は、欧米の民主主義国家を念頭に置いての民権擁護と国政改革を目的とするもので、運動に参加した多くの弁護士が政府と対立する危険がありました。しかし、日清・日露戦争を経て列強と肩を並べるようになった日本政府としては、国家の体裁もあり国民の権利意識の目覚めを背景に弁護士を活動させる必要性も認識していました。
- 2 このような背景から、当時の政府は、弁護士法を制定して弁護士を各地の弁護士会に強制加入させるとともに、弁護士の懲戒権を把握して当局の監督下に置きました。この体制は、太平洋戦争終結まで続きましたが、弁護士自治を求める弁護士らは、強制加入団体である弁護士会とは別に任意加入の日本弁護士協会を設立して人権擁護活動を拡大させるなどして、政府の干渉を排除し、弁護士の結束を固めて自主的な運営に務めたのです。
- 3 ところで、東京弁護士会内では、明治26年の設立時の役員選出をめぐる派閥間抗争（選挙派と抽選派）から始まり、しばしば派閥同志の争いが生じました。
明治40年の会長選挙では、日本弁護士協会派と非協会派が激しく争い、11票差で協会派の菊池武夫が当選します。協会派は、協議所である旅館・桃李館にちなみ、「桃李倶楽部」という名称に改め一大勢力となります。
- 4 桃李倶楽部も、大正11年に長老派と少壮派に分裂しました。翌大正12年の高等試験令の改正を控え、弁護士試験の門戸が広がり多くの新入会員が増えて少壮派に所属したことがその背景にあるようです。それまで会長人事を握っていた長老派は、少壮派の乾政彦の会長就任を受けて桃李倶楽部を脱退し、「東京弁護士協会」の設立を宣言しました。
- 5 そして、少壮派は、日本弁護士協会理事選任でも長老派を阻み、少壮派新人が多く理事に就任しました。これに怒った長老派は、東京弁護士会を分裂させるべく、弁護士法改正案（いわゆる弁護士会分離法）を衆議院に提出させます。日本弁護士協会や大阪弁護士会、東京弁護士会は法改正に反対しましたが、大正12年3月15日に法案は成立しました。司法大臣が「東京の弁護士会が二つになっても支障なし」と判断したとも言われています。
- 6 弁護士法改正を受け、大正12年5月8日に設立が認可されたことにより、原嘉道ら385人が東京弁護士会を脱会して第一東京弁護士会を設立しました。
さらに、大正15年3月29日、東京弁護士会内の桃李倶楽部と第一東京弁護士会の一部の会派が連合して第二東京弁護士会が設立されます。この設立に大きな役割を果たした仁井田益太郎は、「二つの弁護士会が対立することは弁護士界にとって不幸なことであり、第三の弁護士会を作って鼎立の形として、両者の対立を除き、統一を期す」と述べていますが、三会統合という積極的目的をもって分離したとの主張については、懐疑的評価が多数だったようです。
- 7 このような流れで東京弁護士会が分裂し3つの弁護士会が併存することになりました。しかし、同時に、東京弁護士会を中心とする日本弁護士協会も分裂し、第一東京弁護士会を中心とする帝国弁護士会が新設され、在野法曹勢力も二分されてしまいました。そして、司法省による弁護士会の三分割統治を許すことになった結果、弁護士会全体の活動力低下をももたらしたのです。